

住所不明組合員のみなし脱退手続きに関する公告

「住所不明組合員の自由脱退手続きに関する規約」に基づき、住所不明組合員のみなし脱退手続きに関する公告を行います。

住所・氏名等の変更があった方で変更手続きを2年間行わなかった組合員は、脱退の予告があったものとみなし、定款第10条第2項により2018年3月20日をもって、脱退の手続きを行わせていただいております。

今回ののみなし脱退手続きの対象となっている方（以下のみなし脱退対象者という）は、コープデリ宅配センターの事業所に備え付けの「のみなし脱退対象者の名簿」に掲載されております。

この名簿にご自分のお名前が掲載されている可能性がある場合は、至急生協へお申し出下さい。のみなし脱退対象者の所在が判明した場合、のみなし脱退対象者名簿より除外します。お申し出時には、ご本人確認をさせていただきます。

なお、今回お申し出がなく、脱退手続きをさせていただいた方で、後日実在が確認できた場合、お申し出を確認した日をもって復活手続きを行い、従前の出資金で再度組合員に登録させていただきます。

2018年2月1日
生活協同組合コープにいがた
理事長 長谷川 聡

公告期間 : 2018年2月1日から2月28日

お問い合わせ先

経理課 TEL025-201-5550

営業時間 午前9時～午後5時30分
(月曜日から金曜日)